

平成14年 6月27日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号

住友信託銀行株式会社

取締役社長 高橋 温

定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第131期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 平成14年 3月31日現在の貸借対照表並びに第131期（平成13年 4月 1日から平成14年 3月31日まで）損益計算書及び営業報告書報告の件
本件はその内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第131期利益処分計算書案承認の件

本件は原案のとおり承認可決されました。（利益配当金は1株につき5円と決定いたしました。）

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決され、平成13年10月1日に、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が施行されたことにより、額面株式が廃止され、単元株制度が創設される等の改正が行われ、平成14年 4月 1日に、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が施行されたことにより、電磁的方法による会社関係書類の作成が可能となり、また新株予約権制度の創設等の改正が行われたこと等に伴い所要の変更を行いました。定款変更の内容は次のとおりであります。

変更前定款	変更後定款
<p>(消却のための当会社の株式の取得)</p> <p>第5条の2 当会社は、平成11年6月29日後、取締役会の決議をもって、1億5,000万株を限度として、利益による消却のために当会社の株式を買い受けることができる。</p> <p>前項または定時株主総会の決議をもって消却のためにする当会社の株式の買受けについては、普通株式もしくは優先株式のうちいずれか一つ、または複数の種類の株式について行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(額面株式1株の金額および無額面株式)</p> <p>第6条 当会社の発行する普通株式は額面株式とし、1株の金額は50円とする。当会社の発行する優先株式は無額面株式とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(1単位の株式の数)</p>	<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p>
<p>第7条 当会社の1単位の株式の数は1,000株とする。</p>	<p>第6条 当会社の1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。</p> <p>当会社は1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第8条 当会社は、毎営業年度末の株主名簿に記載された株主（実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>第7条 当会社は、毎営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(株式取扱規則) <u>第9条</u> 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未滿株式</u>の買取、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第8条</u> 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、<u>単元未滿株式</u>の買取、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。</p>
<p>(優先配当金) <u>第9条</u>の2 当会社は、第31条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先株式1株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該営業年度において<u>第9条</u>の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>(優先配当金) <u>第8条</u>の2 当会社は、第31条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先株式1株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該営業年度において<u>第8条</u>の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。</p>
<p><u>第9条</u>の3 } <u>第9条</u>の4 } (条文省略) <u>第9条</u>の5 } <u>第9条</u>の6 }</p>	<p><u>第8条</u>の3 } <u>第8条</u>の4 } (現行どおり) <u>第8条</u>の5 } <u>第8条</u>の6 }</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等) 第9条の7 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式につき株式の併合または分割は行わない。 当会社は、優先株主には、新株の引受権または<u>転換社債もしくは新株引受権付社債</u>の引受権を与えない。</p> <p>第9条の8 (条文省略)</p> <p>(普通株式への一斉転換) 第9条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 この場合、当該平均値が<u>普通株式の額面金額</u>または200円以上で当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額のいずれか<u>高い金額</u>を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該<u>いずれか高い金額</u>で除して得られる数の普通株式となる。 上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p>	<p>(株式の併合または分割、新株引受権等) 第8条の7 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式につき株式の併合または分割は行わない。 当会社は、優先株主には、新株の引受権または<u>新株予約権付社債</u>の引受権を与えない。</p> <p>第8条の8 (現行どおり)</p> <p>(普通株式への一斉転換) 第8条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 この場合、当該平均値が200円以上で当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。 上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(招集の時期および場所)</p> <p>第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。 前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。 <u>株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u></p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第9条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。 前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集の場所)</p> <p>第10条 株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。 代理人は株主総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。 <u>株主または代理人は株主総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない。</u></p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 <u>第10条</u>、第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会においてこれを選任する。 <u>取締役の選任決議は発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</u> 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会においてこれを選任する。 <u>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</u> 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(選任) 第24条 監査役は株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(選任) 第24条 監査役は株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</p>
<p>(利益配当金の支払い) 第31条 利益配当金は各営業年度末の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(利益配当金の支払い) 第31条 利益配当金は各営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>
<p>(中間配当金) 第32条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(本定款において「中間配当」という。)を行うことができる。</p>	<p>(中間配当金) 第32条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(本定款において「中間配当」という。)を行うことができる。</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

本件は村上仁志、高橋 温、森田 豊、伊戸富士雄、田辺榮一、水上博和、幡部高昭、中村隆司及び乗松順平の9氏が再選され重任し、新たに宮川和雄、藤井豪夫、渋谷正雄及び井上育穂の4氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は新たに廣江恒夫氏が選任され就任いたしました。

第5号議案 当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は原案のとおり承認可決され、金融自由化に即した自己変革を進め、企業価値の拡大を図る観点から、取締役、執行役員及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資することを目的として、当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者の合計450名に対し新株予約権3,000個(新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし別途定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を無償で発行することといたしました。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は退任取締役飯尾紘治、庄山範行、吉村洋二及び大塚尊彦の4氏並びに退任監査役山崎明郎氏に対し退職慰労金を、それぞれ当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

おって、同日開催の取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

副社長執行役員 (取締役を兼務)	森田 豊	常務執行役員	荒木 二郎
専務執行役員 (取締役を兼務)	伊戸富士雄	執行役員 (取締役を兼務)	乗松 順平
専務執行役員 (取締役を兼務)	田辺 榮一	執行役員	清水 修一
常務執行役員 (取締役を兼務)	水上 博和	執行役員	森井 章二
常務執行役員 (取締役を兼務)	幡部 高昭	執行役員	鈴木 優
常務執行役員 (取締役を兼務)	宮川 和雄	執行役員	青山 行男
常務執行役員 (取締役を兼務)	藤井 豪夫	執行役員	新開 隆司
常務執行役員 (取締役を兼務)	中村 隆司	執行役員	窪田 香苗
常務執行役員 (取締役を兼務)	渋谷 正雄	執行役員	中井 正彦
常務執行役員 (取締役を兼務)	井上 育穂	執行役員	田上 善吾
常務執行役員	櫻井 俊治	執行役員	井上 政清
常務執行役員	屋代 榮	執行役員	大塚 明生

〔利益配当金のお支払について〕

第131期利益配当金は6月28日からお支払いいたしますので、同封の利益配当金郵便振替支払通知書により、もよりの郵便局でお受け取りください。

また、振込先をご指定の方には、「利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしますのでご確認ください。